

## JAPANESE DISCLOSURES

Alto Partners Pte Ltd (以下、「Alto Partners」といいます。)は、下記特例業務届出者からの委託を受けて、別紙様式第 20 号の 2 及び第 21 号の 3 に該当する資料(以下、「当該資料」といいます。)を公衆の縦覧に供するための手続きを行います。ご希望の方は下記アドレスまでご連絡ください。

[analog.ops@alto-partners.com](mailto:analog.ops@alto-partners.com)

特例業務届出者の名称	ファンド名
Analog GP Pte. Ltd.	Analog Partners Fund I LP

### 重要事項

当該資料は情報提供のみを目的としており、投資助言の提供に該当するものではありません。また、当該資料に含まれる情報は、販売の申し出もしくは購入の申込みの勧誘に該当するものではなく、日本の適用法令に違反することとなる、Alto Partners もしくはその関連会社から日本に居住されている方に対する、証券、金融商品その他のサービスの販売の申し出もしくは購入の申込みの勧誘を意図するものでも、また、そのように解釈されるものでもありません。